

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八東水字短尾2303 － 1 外 3 筆 (5,496平方メートル)	砂（14,817立方メートル）	平成25年1月10日から同年10月31日まで	平成25年1月10日